

懲戒手続規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団役職員就業規則第65条および契約職員就業規則第60条(以下「就業規則」という。)に定める懲戒の処分手続を定めることを目的とする。以下、役職員には契約職員を含む。

(調査の依頼)

第2条 理事長は、「懲戒規程」に定める「懲戒事由」に該当すると判断する場合、当該役員が所属する部署等に、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行わせるものとする。

2 事務局長は、当該部署に所属する役員について、いずれかの懲戒事由が該当すると判断する場合、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行うことができる。この場合には、事務局長は、遅滞なく理事長、常務理事に調査の開始を申し出て、その承認を得るものとする。

3 前項の定めにかかわらず、当該懲戒事由の性質上、特定の部署に調査を行わせることが不相当である場合、または懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合、理事長は、部署による調査を経ることなく、直ちに第4条に定める懲戒委員会に事実の調査および審査を付議することができる。

(審査の付議)

第3条 前条の調査を行った事務局長は、遅滞なくその結果を理事長、常務理事に報告しなければならない。理事長は、前項によって報告を受けた調査の結果に基づき、当該役員に対して懲戒処分が適当であると判断する場合には、懲戒委員会に、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合、その内容の審査を付議する。

(懲戒委員会)

第4条 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、常務理事を委員長とする。

ア. 常務理事

イ. 事務局長

ウ. 理事長が定める数の委員

委員長に事故があるときは、前項に定める委員のうちからあらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(調査委員会による調査審議)

第5条 理事長から、第3条に基づき審査を付議され、または第2条に基づき事実の調査および審査を付議された場合には、懲戒委員会は、調査委員会を設置する。ただし、懲戒

事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合には、調査委員会の設置を要しない。
この場合には、懲戒委員会が、第2項に定める調査を行う。

- 2 調査委員会は、原則として、懲戒委員会委員2名以上を含み構成する。また、調査委員会は、必要に応じ、財団の役職員以外の外部専門家の助言を求めることができる。
- 3 調査委員会は、第3条に基づき審査を付議された案件ならびに第2条に基づき事実の調査および審査を付議された案件について、調査および審議を行い、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合の案を決定する。
- 4 前項の決定は、委員の過半数の賛成をもって行う。

(弁明の機会)

第6条 前条に定める調査に際して、懲戒委員会または調査委員会は、「懲戒規程」の定めるところにより、調査の対象となる役職員に、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(調査委員会による報告)

第7条 調査委員会は、第5条に定める調査および審議が終了したときには、速やかにその結果および結論を懲戒委員会に報告しなければならない。

(懲戒委員会による決定および報告)

- 第8条 懲戒委員会は、前条に定める報告または第5条に定める調査結果に基づき、審議を行い、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合の案を決定する。
- 2 前項の決定を行うにあたっては、委員の3分の2以上が出席していなければならない。
 - 3 第1項の決定は、出席した委員の3分の2以上の賛成によって行う。
 - 4 懲戒委員会は、第1項に定める決定をした場合には、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

(懲戒処分の発令)

第9条 理事長は、前条第4項により懲戒委員会から懲戒処分を決定したとの報告を受けた場合、懲戒処分案に基づいて、当該役職員に対する懲戒処分を発令する。

(評議員会、理事会への報告)

第10条 理事長は、前条に基づいて発令した懲戒処分の概要を、当該懲戒処分発令後の直近に開催される評議員会、理事会に報告する。

(役職員の解雇、降任、配置換え等)

第11条 役職員の解雇、降任、配置換えを、本人の意に反して行う場合には、懲戒委員会

に付議してその同意を得なければならない。ただし、組織の廃止等により就いている職が消滅する場合に行う配置換または出向については、この限りでない。

2 前項の同意の決定については、第8条を準用する。

3 懲戒委員会は、第1項に定める同意の決定をしたときには、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の重要事項の改廃は、理事会の協議を経て理事長の決裁により行ない、通常事項の改廃は、理事長の決裁により行う。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。